

取調べの可視化 ニュース (通算第52号)

2022
第23号
2022.4.1

今号の特集

- ・取調べ可視化の実施状況 (令和2年度分など) について
- ・可視化実践経験交流会総括会議を開催しました
- ・間もなく3年後見直し!
- ～取調べ問題事例・苦情申出事例を収集しています～

編集責任：取調べの可視化本部

取調べ可視化の実施状況 (令和2年度分など)について

取調べの可視化本部副部長 小坂井 久(大阪弁護士会)

I 検察

1 4類型事件

刑事訴訟法301条の2の制度対象事件の検察での「全過程」実施率は、裁判員裁判対象事件が令和2年度は2473件中2459件で99・4%、令和3年度上半期が988件中981件で99・3%である。独自捜査事件の「全過程」実施率は、令和2年度は67件のうち63件で94・0%であったが、令

和3年度上半期は27件全件の100%になっている。周知のとおり、検察は、これに身体拘束下の知的障害者、精神障害者に対する取調べを加えて、「4類型事件」を最重要の可視化対象としている。

2 試行対象

4類型以外の身体拘束下被疑者取調べについては、「全過程」録音・録画件数が平成30年度以降8万件を超えている。令和2年度

は86150件、令和3年度上半期分40314件であり、司法統計によれば令和2年度の勾留状発付総数は94048件とされるから、これを母数にできるとすれば、91・6%の「全過程」率になる。従来、試行対象は「公判請求が見込まれる」事件とされていたが、この要件は令和2年度には事実上撤廃された。検察において身体拘束下の被疑者取調べは全件可視化に向かっていく。

II 警察

1 制度対象

警察については、警察庁ウェブサイトで公表情報量が法施行前に比して減っている。報道された

他方、被害者・参考人取調べの録音・録画は、平成29年度の3445件がピークで、令和2年度は2902件、令和3年度上半期分は1345件にとどまる(以上の件数には、いわゆる代表者聴取分は含まれていない)。参考人についての可視化申入れを欠かしてはならない。

なお、在宅事件の弁護士実践として、同時に、弁護人の取調べへの立会いを請求すべきである。検察官において「立会いは認められないが、録音・録画には応じる」との対応を採ることが多い。

情報をも含めて、概観すると、裁判員裁判対象事件は、令和2年度で3544件中の3388件が「全過程」で、その率は95・6%である(前年度から1・4ポイント上昇した)。

とができる」とされている。が、警察は、この試行を年間数十件しかせず、その中身も公表しない。検察と異なる「ダブルスタンダード」になっているといえる。

2 警察における3つの問題点

- ① 通達上、制度対象事件以外でも「個別の事案」ごとに「録音・録画する必要性がそのことに伴う弊害を上回ると判断される」ときは、録音・録画を実施すること
- ② 刑事訴訟法301条の2第4項3号(暴力団関係) 該当は182件あるとされ、これは「全部不実施」の件数と同数である。「全過程」率が検察のように99%超えになっていないのは、3号の機械的な適用ゆえであろう。
- ③ 裁判員裁判事件の1事件当たりの平均録音・録画時間は平成28年度以降24時間前後で推移し、減っていない。可視化の広範化との関係で、注視すべきである。

可視化実践経験交流会総括会議を開催しました

取調べの可視化本部委員 高林 藍子(高知弁護士会)

2022年2月7日、Zoom ウェビナー配信によって、「可視化実践経験交流会総括会議」が開催されました。

第1部 事件報告

第1部では、プレゼンス事件無罪判決の事例報告がありました。

業務上横領事件の元被告人であり無罪判決が確定したプレゼンスコーポレーション前社長の山岸忍氏と、同事件の弁護士であった秋田真志会員(大阪弁護士会)からインタビュー形式で事件報告がありました。

プレゼンス事件は、共犯者として2名が山岸氏の関与をほめかす供述を行っていましたが、弁護団が可視化記録媒体を詳細に検

討し、共犯者らの供述の変遷及び検察官の違法取調べの存在を明らかにしたもので、可視化により無罪が明らかになった事件です。可視化の重要性はもろろんのこと、可視化がなされていても検察官により違法・不当な取調べがなされることが判明した事件でもありました。

山岸氏ご本人の言葉で、身柄拘束による負担や、「悪いことはしていないのに、黙秘はしたくない」という心理状態等についてお話ししていただき、「取調室では誰しもが供述弱者である」ということを実感することもできました。

第2部 総括報告

前田裕司会員(宮崎県弁護士

会)から、可視化実践経験交流会の総括報告がなされました。

当本部では、2016年以降、合計7回の「可視化実践経験交流会」を開催してきました。2019年6月には、改正刑訴法に基づき、取調べの録音・録画制度が施行されました。今回の「総括会議」は、これまでの7回の「可視化実践経験交流会」での報告事例等を整理し、最新の取調べ可視化をめぐる裁判状況をも踏まえて、可視化実践経験交流会に一区切りを付け、新たに、間もなく始まる改正刑訴法施行3年後見直しの検討の議論に資することを目的として

第3部 意見交換

第3部では、前田裕司会員がコーディネーターとなり、小坂井久会員(大阪弁護士会)、秋田真志会員及び当職が参加して、これまでの総括会議で登場した事例等を参考に、可視化の意義や今後の展望について、意見交換を行いました。

可視化と黙秘はセットであること、可視化の有無にかかわらず、なお違法・不当な取調べがあること、そのような取調べに対する弁護士の対応と助言等、様々なテーマについてこれまでの報告事例等を検討しました。

感想

黙秘の維持の困難さ、証拠請求された記録媒体への対応等について、勉強させていただきました。3年後見直しに向けて見直すべきポイントを検討する、有意義な会になったと思います。

間もなく3年後見直し!

取調べ問題事例・苦情申出事例を収集しています

取調べの可視化本部事務局次長 端 将一郎(福井弁護士会)

2016年改正刑訴法附則9条により、施行後3年を経過した後、「取調べの録音・録画等に関する制度の在り方」の見直しが行われることとなります。当連合会では、全事件における取調べの全過程の録音・録画を実現するための立法事実を集積するため、取調べに関する問題事例の情報提供と苦情申出制度の活用を会員の皆様にご願ひしているところであります。情報提供票、メール、WEBフォーム(クッカー)のいずれからでも結構ですので、問題事例(特に過去3年以内の苦情申出を行った事例)について情報提供いただけますよう、改めてご協力をお願いいたします。

WEBフォーム(クッカー)の場合

左記のWEBフォームをご利用ください。

<https://form.gooker.jp/?auto/ja/torishirabe/mondai/>

メールの場合

メール本文に①お名前、②登録番号、③所属弁護士会、④ご連絡先を記載の上、⑤問題事例の概要(事件の罪名や問題の生じた年月日も可能な範囲で)記入ください。⑥苦情申出の有無を左記のメールアドレス宛てにお送りください。

●送信先メールアドレス: housei2@nichibenren.or.jp

FAXの場合

会員専用サイトにアクセスし、情報提供票をご利用ください。
FAX番号 03-3580-9920(日弁連法制第二課)

